

特別養護老人ホーム ほしの郷・長南 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会 ケアハウスびおと一ふ、特別養護老人ホームほしの郷、特別養護老人ホームほしの郷・長南就業規則(以下「規則」という。)第26条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間(規則第16条に規定する勤務時間をいう。)に対する報酬であって、第3項に規定する手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、扶養手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊業務手当、主任手当、宿日直手当、期末手当、年末年始手当とする。

(給料表)

第3条 職員に適用する給料表は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務・介護職給料表 (別表第1)

(2) 医療職給料表(一)(別表第2)

(3) 医療職給料表(二)(別表第3)

(4) 事務長・施設長(別表第4)

2 職員はそれぞれ給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は別表第5のとおりとする。

(初任給等)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第6に定める初任給基準表のとおりとする。

2 新たに職員となった者が経験年数を有するときは、前項の規定による号給に別表第7に定める経験年数換算表により換算して得た年数を加えた号給とする。

(昇給)

第5条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12か月の期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、3号級以内の昇給をさせることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、理事会の承認を得て、前項に規定する期間を短縮し若しくは現に受けている号給より2号級以上上位の号給へ昇給させ、又はいずれをも併せて行うことができる。

3 前2項の規定による昇給の時期は、4月1日・10月1日とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、60歳に達した日以後最初に到来する4月1日以降昇給しない。

ただし、勤務成績が特に良好である場合においては、理事会の承認を得て昇給することがある。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(昇格)

第6条 職員は、別表第8の級別資格基準表により現に格付けされている級の1級上位に昇格させることができる。

2 昇格は、理事会の承認により行う。

3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級における最低の号級の額に達しないときはその級における最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級に同じ額があるときはその額の号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した級に同じ額がないときは直近上位の額の号給

(降 格)

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

(1) 降格したその日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における号給のうちにあるときは、その号給

(2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における最高の号給の額に達せず、かつ、降格した級における号給のうちにはないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した級における最高の号給の額を超えているときは、その級における最高の号給

(給料の支給)

第8条 給料の計算期間は月の1日から末日までとし、給料の支給日は翌月25日とする。

ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、第1項に規定する期間の初日又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基準として、日割りによって計算する。

6 休職期間中の職員に対しては、給与は支給しない。ただし休職の事由および勤続年数により、理事長の承認を得て額と期間を定めて支給する場合がある。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理職である施設長・相談員・主任（認定された介護支援専門員・介護職員）に支給する。

2 管理職手当の月額は、給料月額に100分の30を乗じて得た額を上限とし理事長が決定する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生活の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1項に掲げる扶養親族については8,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（本条において、「扶養親族である子、父母等」という。）のうち、2人までについては2,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については5,000円）とし、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。

- 4 扶養親族である子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、1,500円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、職員は直ちにその（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。）旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が、配偶者のある職員となった場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族のない職員に新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員
1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員
イ 自転車を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

自転車の使用距離が、片道5キロメートル未満である職員にあつては、2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては3,800円、その他の職員にあつては5,000円

ロ 普通自動車等（道路交通法第3条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

別表第9に掲げる額

ハ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか二つを併せて使用する職員

それぞれの片道の使用距離に応じてイ及びロに掲げる額を合計した額

(3) 前項第3号に掲げる職員

それぞれの片道の使用距離に応じて前号イ及びロに掲げる額を合計した額

(4) 通勤手当を受けようとする者は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び通勤方法、通勤のために要する運賃の額その他必要事項について理事長に届けなければならない。

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日5時までの間である場合は100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第13条 規則第17条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第14条 夜勤勤務に従事した職員には、その勤務1回につき、6,600円を夜勤勤務手当として支給する。

なお、深夜・割増を含むものとする。

(オンコール手当)

第15条 利用者の夜間の急変等に対応するため、自宅において電話待機を行う看護職員等（辞令による）に対して、対応した場合に1日500円を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料、管理職手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(宿直手当)

第17条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき6,300円を宿直手当として支給する。

(主任手当)

第18条 主任者（ユニットリーダー）に対しては、その手当を5,000円とする。

(特殊業務手当)

第19条 特別養護老人ホーム勤務生活相談員には10,000円、介護職員・看護職員には5,000円を支給する。

(業務管理手当)

第20条 管理を命ぜられた職員には、1種につき、月5,000円を支給する。

(スキルアップ手当)

第21条 社会福祉主事、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士の資格保持者に対し月3,000円、防火管理者の資格保持者に月1,000円を支給する。

(年末年始手当)

第22条 12月31日、1月1日、2日、3日に勤務した職員には、1日3,000円の手当を支給する。

(皆勤手当)

第23条 皆勤手当は、当該賃金計算期間において遅刻・早退・欠勤がない場合に月5,000円を支給する。

なお、年次有給休暇を取得した場合は該当しないものとする。

(賞与)

第24条 賞与は、原則として、次の算定対象期間の全部又は一部に在籍した職員に対し、法人の業績等を勘案して支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または、支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
12月1日～5月31日まで	6月30日
6月1日～11月30日まで	12月10日

2 前項の賞与の額は、法人の業績及び各人の貢献度及び勤務成績等を考慮して決定する。

(給与の減額)

第25条 丁目条 職員が勤務をしないときは、規則第9条に規定する勤務を要しない日である場合、規則第17条に規定する休日である場合、規則第21条に規定する有給休暇である場合及びその他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき規則第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の支給等)

第26条 退職手当金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法の定めるところによる。

(端数の処理)

第27条 この規程の定めるところによる給料計算において49銭以下の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(細 則)

第28条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 6月21日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 5月20日から施行する。

この規程は、平成20年12月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

事務職・介護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			205,700	226,600	247,400	256,500	265,500
2			209,900	229,400	250,400	259,500	269,000
3			214,100	232,200	253,400	262,500	272,500
4	139,300	171,000	218,400	235,000	256,500	265,500	276,000
5	140,800	173,200	221,100	238,300	259,500	269,000	279,300
6	142,300	175,400	223,800	241,600	262,500	272,500	282,600
7	143,800	177,700	226,600	245,000	265,500	276,000	286,000
8	145,500	180,300	229,400	248,700	268,500	279,300	289,800
9	147,200	182,900	232,200	252,400	271,500	282,600	293,600
10	148,900	185,600	235,000	256,200	274,600	286,000	297,400
11	150,800	187,600	237,900	259,200	277,600	289,800	300,700
12	152,700	189,600	240,800	262,200	280,600	293,600	304,000
13	154,700	191,700	243,900	265,400	283,700	297,400	307,400
14	156,700	194,000	246,800	268,400	287,400	300,700	310,800
15	158,700	196,300	249,700	271,400	291,100	304,000	314,200
16	160,700	198,700	252,800	274,600	294,900	307,400	317,600
17	164,100	201,000	255,600	277,600	298,100	310,800	322,500
18	167,500	203,300	258,400	280,600	301,300	314,200	327,400
19	171,000	205,700	261,400	283,700	304,600	317,600	332,500
20	173,200	208,200	264,300	286,700	307,800	321,100	336,500
21	175,400	210,700	267,200	289,700	311,000	324,600	340,500
22	177,700	213,300	270,300	292,800	314,400	328,100	344,600
23	180,000	215,900	273,300	295,900	317,700	331,600	348,600
24	182,300	218,500	276,300	299,000	321,000	335,100	352,600
25	184,800	221,200	279,500	302,100	324,400	338,600	356,700
26	186,700	223,800	282,500	305,200	327,800	342,000	360,600
27	188,600	226,400	285,500	308,300	331,200	345,400	364,500
28	190,600	229,000	288,500	311,500	334,800	349,000	368,600
29	192,300	231,600	291,500	314,600	338,300	352,300	372,500
30	194,000	234,200	294,500	317,700	341,800	355,600	376,400
31	195,700	236,900	294,500	321,000	345,300	359,100	380,400
32	197,400	239,100	300,600	324,100	348,600	362,300	384,300
33	199,100	241,300	303,700	327,200	351,900	365,500	388,200
34	200,800	243,700	306,800	330,500	355,400	368,900	392,300
35	202,500	245,900	309,600	333,600	358,700	372,100	396,200
36	204,200	248,100	312,400	336,700	362,000	375,300	400,100
37	205,900	250,500	315,200	340,000	365,400	378,700	404,200
38	207,400	252,700	318,000	343,200	368,600	381,900	408,200
39	208,900	254,900	320,800	346,400	371,800	385,100	412,200
40	210,600	257,200	323,700	349,600	375,200	388,400	416,200
41	212,100	259,400	326,400	352,700	378,400	391,600	420,100
42	213,600	261,600	329,100	355,800	381,600	394,800	424,000

43	215,100	263,800	332,000	359,100	384,900	398,100	428,100
44	216,500	266,000	334,600	362,200	387,900	401,300	431,900
45	217,900	268,200	337,200	365,300	390,900	404,500	435,700
46	219,500	270,400	340,000	368,400	393,900	407,800	439,600
47	220,900	272,500	346,000	371,400	396,800	411,000	443,200
48	222,300	274,600	352,000	374,400	399,700	414,200	446,800
49	223,900	276,700	348,000	377,500	402,700	417,400	450,500
50	225,300	278,800	350,700	380,200	405,500	420,400	454,000
51	226,700	280,900	353,400	382,900	408,300	423,400	457,500
52	228,200	283,000	356,100	385,600	411,100	426,600	461,100
53	229,300	285,100	358,700	387,700	413,900	428,900	464,000
54	230,400	287,200	361,300	389,800	416,800	431,200	466,900
55	231,600	289,300	363,900	392,000	419,800	433,600	469,800
56	232,600	291,300	366,500	394,000	422,000	435,800	472,200
57	233,600	293,300	369,100	396,000	424,200	438,000	474,600
58	234,700	295,400	371,800	398,200	426,600	440,300	477,200
59	235,700	297,400	374,400	399,600	428,400	441,700	479,600
60	236,700	299,400	377,000	401,000	430,200	443,100	482,000
61	237,800	301,600	379,600	402,400	432,200	444,700	484,500
62	238,800	303,600	382,200	403,700	433,900	446,200	486,200
63	239,800	305,600	384,800	405,000	435,600	447,700	487,900
64	240,900	307,800	387,500	406,500	437,500	449,200	489,600
65	241,800	309,600	389,500	407,800	439,000	450,600	491,300
66	242,700	311,400	391,500	409,100	440,500	452,000	493,000
67	243,800	313,200	393,500	410,500	442,100	453,500	494,800
68	244,500	315,000	395,100	411,800	443,600	454,800	496,400
69	245,200	316,800	396,700	413,100	445,100	456,100	498,000
70	246,100	318,600	398,300	414,500	446,700	457,400	499,700
71	246,800	319,700	399,700	415,800	448,200	458,600	501,100
72	247,500	320,800	401,100	417,100	449,700	459,800	502,500
73	248,300	321,900	402,500	418,400	451,300	461,200	504,000
74			403,800	419,600	452,900	462,400	505,400
75			405,100	420,800	454,500	463,600	506,800
76			406,600	422,100	456,300	464,900	508,200
77			407,900	423,300	457,500		509,600
78			409,200	424,500	458,700		511,000
79			410,600	425,700	459,900		512,400
80			411,900	426,900			513,800
81			413,200	428,100			515,200
82			414,600	429,300			516,600
83			415,900	430,500			518,000
84			417,200	431,700			519,400
85			418,500	432,900			520,800
86			419,800				522,200
87			421,100				523,600
88			422,900				525,000
89			424,000				526,400
90			425,100				526,800
91			426,300				528,200

別表第2 (第3条)

医療職給料表(一)

職務の級 号級	1級	2級	3級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1			212,600
2			215,000
3			217,400
4	139,500	176,800	219,800
5	141,300	178,900	222,400
6	143,100	181,000	225,000
7	145,000	183,300	227,800
8	147,200	185,400	230,500
9	149,400	187,500	233,200
10	151,700	189,800	235,900
11	153,900	192,200	238,600
12	156,100	194,600	241,300
13	158,400	197,000	244,200
14	161,000	199,900	246,900
15	163,600	202,800	249,600
16	166,200	205,700	252,500
17	169,700	208,000	255,800
18	173,200	210,300	289,100
19	176,800	212,600	262,600
20	178,900	215,000	265,600
21	181,000	217,400	268,600
22	183,300	219,800	271,800
23	185,400	222,400	275,000
24	187,500	225,000	278,200
25	189,800	227,800	281,500
26	191,900	230,500	284,600
27	194,000	233,200	287,700
28	196,300	235,900	290,800
29	198,400	238,600	293,900
30	200,500	241,300	297,000
31	202,700	244,200	300,100
32	204,800	246,900	303,200
33	206,900	249,600	306,300
34	209,200	252,500	309,600
35	211,300	255,200	312,700
36	213,400	257,900	315,800
37	215,600	260,800	319,100
38	217,800	263,600	322,200
39	220,000	266,400	325,300

別表第3 (第3条)

医療職給料表(二)

職務の級 号級	1級	2級	3級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1			234,100
2			236,400
3			238,700
4	158,200	192,000	241,100
5	160,100	195,300	243,200
6	162,000	198,600	245,300
7	164,100	202,100	247,600
8	166,100	204,000	250,400
9	168,100	205,900	253,200
10	170,200	208,000	256,200
11	172,900	209,900	259,000
12	175,600	211,800	261,800
13	178,300	213,700	264,600
14	181,100	215,600	267,600
15	183,900	217,500	270,600
16	186,800	219,600	273,600
17	189,600	221,700	276,500
18	192,400	223,800	279,400
19	195,300	226,100	282,500
20	197,600	228,600	285,400
21	199,900	231,100	288,300
22	202,400	233,700	291,400
23	204,200	236,100	294,100
24	206,000	238,500	296,800
25	208,000	240,900	299,500
26	209,800	243,100	302,300
27	211,600	245,300	305,100
28	213,600	247,500	307,900
29	215,500	250,300	310,600
30	217,400	253,100	313,300
31	219,400	256,100	316,100
32	221,500	258,900	318,800
33	223,600	261,700	321,500
34	225,800	264,500	324,300
35	227,700	267,300	326,900
36	229,600	270,100	329,500
37	231,500	273,100	332,200
38	233,400	276,000	334,800
39	235,300	278,900	337,400

別表第4 (第3条)

職務の級	1級	2級	3級
号級	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	265,500	445,500	661,500
2	275,500	457,500	675,500
3	285,500	469,500	689,500
4	295,500	481,500	703,500
5	305,500	493,500	717,500
6	315,500	505,500	731,500
7	325,500	517,500	745,500
8	335,500	539,500	759,500
9	345,500	541,500	773,500
10	355,500	553,500	787,500
11	365,500	565,500	801,500
12	375,500	577,500	815,500
13	385,500	589,500	829,500
14	395,500	601,500	843,500
15	405,500	613,500	857,500
16	415,500	625,500	871,500
17	425,500	637,500	885,500
18	435,500	649,500	899,500
19	445,500	661,500	913,500
20	455,500	673,500	927,500
21	465,500	685,500	941,500
22	475,500	697,500	955,500
23	485,500	709,500	969,500
24	495,500	721,500	983,500
25	505,500	733,500	997,500
26	515,500	745,500	1,011,500
27	525,500	757,500	1,025,500
28	535,500	769,500	1,039,500
29	545,500	781,500	1,053,500
30	555,500	793,500	1,067,500
31	565,500	805,500	1,081,500
32	575,500	817,500	1,095,500
33	585,500	829,500	1,109,500
34	595,500	841,500	
35	605,500	853,500	
36	615,500	865,500	
37	625,500	877,500	
38	635,500	889,500	
39	645,500	901,500	
40	655,500	913,500	
41	665,500	925,500	
42	675,500	937,500	

別表第5(第3条)

級別標準職務基準表

ア. 事務・介護職給料表 級別標準職務基準表

	1 級	2 級	3 級	
職務名	事務員 相談員 介護職員 調理員	事務員 相談員 介護職員 調理員	主任事務員 主任相談員 主任介護職員 主任調理員	

イ. 医療職給料表(一) 級別標準職務基準表

	1 級	2 級	3 級
職務名	栄養士	栄養士	主任栄養士

ウ. 医療職給料表(二) 級別標準職務基準

	1 級	2 級	3 級
職務名	准看護婦	看護婦 准看護婦	主任看護婦

エ. 施設長・理事長(常勤) 級別標準職務基準表

	1 級	2 級	3 級
職務名	施設長	施設長 事務長	施設長 事務長

別表第6(第4条)

初任給基準表

ア. 事務職・介護職給料表 初任給基準表

学歴免許	初任給
大学卒	2級14号給
短大卒	1級20号給
高校卒	1級14号給

イ. 医療職給料表(一) 初任給基準表

職 種	学歴免許	初任給
栄養士	大学卒	2級16号給
	短大卒	1級22号給
	高校卒	1級16号給

ウ. 医療職給料表（二） 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
看護師	大 学 卒	2 級 16 号給
	短 大 卒	2 級 13 号給
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 13 号給

エ.

エ. 事務長・施設長初任給 基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
施 設 長	大 学 卒	3 級 6 号級
	短 大 卒	2 級 21 号級
	高 校 卒	2 級 12 号級
事 務 長	大 学 卒	2 級 18 号級
	短 大 卒	2 級 12 号級
	高 校 卒	2 級 6 号級

別 表 第 7（第 4 条）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換 算 率	備 考
同種施設の職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
企業・団体等の職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする
その他の期間	教育、医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	
	その他のもの	2割5分以下	

別表 第8 (第6条)

級別資格基準表

ア. 事務職給料表 級別資格基準表

学歴 免許等	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
大学卒			5	2	2
		0	5	7	9
短大卒		2	6	2	2
	0	2	8	10	12
高校卒		5	6	2	2
	0	5	11	13	15
中学卒		6	6	2	2
	3	9	15	17	19

イ. 医療職給料表 (一) 級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
栄養士	大学卒			5
			0	5
	短大卒		2	6
		0	2	8

ウ. 医療職給料表 (二) 級別資格基準表

職 種	学歴 免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
看護婦	大学卒			5
			0	5
	短大卒			7
			0	7
准看護婦	准看護婦		6	別に定める
		0	6	

※ 上欄の数字は、当該職務の級に決定する為の必要在級年数を、
下欄の数字は、当該職務の級に決定する為の必要経験年数を示す。

別表第9（第11条） 普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表

職員の区分		原動機付自転車等使用者	普通自動車等使用者
片道の使用距離			
	4 k m未満	2, 0 0 0 円	2, 1 0 0 円
4 k m以上	6 k m未満	4, 1 0 0	4, 1 0 0
6 k m以上	8 k m未満	4, 1 0 0	5, 0 6 0
8 k m以上	1 0 k m未満	4, 1 0 0	6, 0 2 0
1 0 k m以上	1 2 k m未満	6, 5 0 0	6, 9 8 0
1 2 k m以上	1 4 k m未満	6, 6 4 0	7, 9 4 0
1 4 k m以上	1 6 k m未満	8, 9 0 0	8, 9 0 0
1 6 k m以上	1 8 k m未満	8, 9 0 0	9, 8 6 0
1 8 k m以上	2 0 k m未満	9, 1 3 0	1 0, 8 2 0
2 0 k m以上	2 2 k m未満	1 1, 3 0 0	1 1, 7 8 0
2 2 k m以上	2 4 k m未満	1 1, 3 8 0	1 2, 7 4 0
2 4 k m以上	2 6 k m未満	1 3, 7 0 0	1 3, 7 0 0
2 6 k m以上	2 8 k m未満	1 3, 7 0 0	1 4, 6 6 0
2 8 k m以上	3 0 k m未満	1 3, 7 0 0	1 5, 6 2 0
3 0 k m以上	3 2 k m未満	1 6, 1 0 0	1 6, 5 8 0
3 2 k m以上	3 4 k m未満	1 6, 1 0 0	1 7, 5 4 0
3 4 k m以上	3 6 k m未満	1 8, 5 0 0	1 8, 5 5 0
3 6 k m以上	3 8 k m未満	1 8, 5 0 0	1 9, 6 1 0
3 8 k m以上	4 0 k m未満	1 8, 5 0 0	2 0, 6 7 0
4 0 k m以上	4 2 k m未満	2 0, 9 0 0	2 1, 7 3 0
4 2 k m以上	4 4 k m未満	2 0, 9 0 0	2 2, 7 9 0
4 4 k m以上	4 6 k m未満	2 0, 9 0 0	2 3, 8 5 0
4 6 k m以上	4 8 k m未満	2 0, 9 0 0	2 4, 9 1 0
4 8 k m以上	5 0 k m未満	2 0, 9 0 0	2 5, 9 7 0
5 0 k m以上	5 2 k m未満	2 0, 9 0 0	2 7, 0 3 0
5 2 k m以上	5 4 k m未満	2 0, 9 0 0	2 8, 0 9 0
5 4 k m以上	5 6 k m未満	2 0, 9 0 0	2 9, 1 5 0
5 6 k m以上	5 8 k m未満	2 0, 9 0 0	3 0, 2 1 0
5 8 k m以上	6 0 k m未満	2 0, 9 0 0	3 1, 2 7 0
6 0 k m以上	6 2 k m未満	2 0, 9 0 0	3 2, 3 3 0
6 2 k m以上	6 4 k m未満	2 0, 9 0 0	3 3, 3 9 0
6 4 k m以上	6 6 k m未満	2 0, 9 0 0	3 4, 4 5 0
6 6 k m以上	6 8 k m未満	2 0, 9 0 0	3 5, 5 1 0
6 8 k m以上	7 0 k m未満	2 0, 9 0 0	3 6, 5 7 0
7 0 k m以上	7 2 k m未満	2 0, 9 0 0	3 7, 6 3 0
7 2 k m以上	7 4 k m未満	2 0, 9 0 0	3 8, 6 9 0
7 4 k m以上	7 6 k m未満	2 0, 9 0 0	3 9, 7 5 0
7 6 k m以上	7 8 k m未満	2 0, 9 0 0	4 0, 8 1 0
7 8 k m以上	8 0 k m未満	2 0, 9 0 0	4 1, 8 7 0
8 0 k m以上	8 2 k m未満	2 0, 9 0 0	4 2, 9 3 0
8 2 k m以上	8 4 k m未満	2 0, 9 0 0	4 3, 9 9 0
8 4 k m以上	8 6 k m未満	2 0, 9 0 0	4 5, 0 5 0
8 6 k m以上	8 8 k m未満	2 0, 9 0 0	4 6, 1 1 0
8 8 k m以上	9 0 k m未満	2 0, 9 0 0	4 7, 1 7 0
9 0 k m以上	9 2 k m未満	2 0, 9 0 0	4 8, 2 3 0
9 2 k m以上	9 4 k m未満	2 0, 9 0 0	4 9, 2 9 0
9 4 k m以上	9 6 k m未満	2 0, 9 0 0	5 0, 3 5 0
9 6 k m以上	9 8 k m未満	2 0, 9 0 0	5 1, 4 1 0
9 8 k m以上	1 0 0 k m未満	2 0, 9 0 0	5 2, 4 7 0
1 0 0 k m以上		2 0, 9 0 0	5 3, 5 5 0

